

栃木県インターンシップ募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大学等の教育機関に在籍する学生を栃木県（以下「県」という。）が受入れ、各所属（以下「受入所属」という。）において地方行政実務を経験させる実習（以下「インターンシップ」という。）を実施する場合における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生に地方行政実務を経験させることにより、専門科目教育の効果を高めるとともに、地方自治体の行政経営及び地方公務員職務の一端を理解させ、もって学生が将来的な職業選択に向けて経験を積むことを目的とする。

(応募)

第3条 インターンシップに応募しようとする学生（以下「応募学生」という。）は、県ホームページ等において公表された募集情報を確認の上、県に対し、栃木県電子申請システムへの登録又は指定された方法により申込みものとする。

(選考)

第4条 県は、前条の登録により作成された応募エントリーシート（別記様式1）により選考を行い、インターンシップを行う学生（以下「受入学生」という。）を決定し、別記様式2により応募学生に通知するとともに、別記様式3により受入学生が在籍する大学等の長に通知する。

(協定の締結)

第5条 県及び受入学生の在籍する大学等は、キャリア形成支援に係るインターンシップの取組を効果的に推進するため、事前に別記様式4により協定を締結するものとする。

(インターンシップの実施期間及び時間)

第6条 インターンシップの実施期間は、原則として、3日間から10日程度とし、具体的日程については、受入所属等が決定する。

2 インターンシップの実施時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、具体的時間については、受入所属等が決定する。

3 前2項の規定により決定した事項は、第4条の規定による通知に明記する。

(報酬等)

第7条 県は、受入学生に対し、報酬、手当等、食費及び交通費は支給しない。

(インターンシップ実施中の事故等及び損害賠償)

第8条 受入学生は、インターンシップ実施中の事故等に備え、傷害保険及び損害賠償保険に加入するものとし、実施中の事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 受入学生が故意又は過失により県又は第三者に損害を与えた場合、責任は受入学生が負うものとする。

(受入学生の服務)

第9条 インターンシップ実施期間中における受入学生の服務については、次のとおりとする。

- (1) 受入学生は、地方公務員としての身分は保有しないが、県の名譽を毀損するような言動及び行為を行ってはならない。
- (2) 受入学生は、県の条例、規則その他関係規程を遵守するとともに、職員の指示に従わなければならない。
- (3) 受入学生は、病氣等によりインターンシップを受けることができない場合は、速やかに県にその旨を連絡しなければならない。

(秘密保持の遵守)

第10条 受入学生は、インターンシップ実施期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。インターンシップ終了後においても同様とする。

- 2 受入学生は、インターンシップの成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に県の承認を得なければならない。

(誓約書の提出)

第11条 受入学生は、インターンシップ開始前に、誓約書（別記様式5）を県に提出しなければならない。

(インターンシップの中止)

第12条 県は、次の各号に該当すると認められるときは、インターンシップを中止することができる。この場合において、県は、受入学生の在籍する大学等にその旨を通知する。

- (1) 受入学生が、第9条に定める服務義務に従わない場合その他インターンシップを継続することが困難であるとき。
- (2) インターンシップを継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき
- (3) インターンシップの目的を達成することが困難であると認められるとき

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5(2023)年6月1日から施行する。
- 2 栃木県インターンシップ実施要領（平成16年5月27日制定）は、廃止する。